

第百九十六回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議 録 第 十 三 号

平成三十年四月二十五日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君  
理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君  
理事 松野 博一君 理事 佐藤 茂樹君  
理事 泉田 裕彦君 大隈 和英君  
大西 宏幸君 岡下 昌平君  
金子 俊平君 神谷 昇君  
亀岡 偉民君 小寺 裕雄君  
古賀 篤君 杉田 水脈君  
高木 啓君 武井 俊輔君  
津島 淳君 中曾根康隆君  
長坂 康正君 西田 昭二君  
三谷 英弘君 村井 英樹君  
濱地 雅一君 濱村 進君  
森 夏枝君

政府参考人  
(経済産業省貿易経済協力  
局貿易管理部長)  
内閣委員会専門員 長谷田晃二君

委員の異動

四月二十五日

辞任

補欠選任

池田 佳隆君 津島 淳君  
加藤 鮎子君 中曾根康隆君  
浦野 靖人君 森 夏枝君

同日

補欠選任

津島 淳君 池田 佳隆君  
中曾根康隆君 加藤 鮎子君  
森 夏枝君 浦野 靖人君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する法律の一部を改正する法律案(内  
閣提出第一八号)

○山際委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、立憲民主党・市民クラ  
ブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、日本  
共産党及び自由党所属委員に対し御出席を要請い  
たしましたが、御出席が得られません。

再度理事をして御出席を要請させますので、し  
ばらくお待ちください。

速記をとめてください。

(速記中止)

○山際委員長 速記を起こしてください。  
理事をして再度御出席を要請させましたが、立

憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラ  
ブ、無所属の会、日本共産党及び自由党所属委員  
の御出席が得られません。やむを得ず議事を進め  
ます。

内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等  
の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法  
律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
府民間資金等活用事業推進室長石崎和志君、総  
務省総合通信基盤局電気通信事業部長古市裕久  
君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議  
官宇都宮啓君、経済産業省大臣官房審議官吉田博  
史君、経済産業省大臣官房審議官小瀬達之君、経  
済産業省貿易経済協力局貿易管理部長飯田陽一君  
の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま  
す。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申出がありますので、順次  
これを許します。杉田水脈君。

○杉田委員 自由民主党の杉田水脈です。きよう  
はどうぞよろしく願ひいたします。

PFI法の改正ということで、先週は小寺委員  
そして濱地委員の方から、今回の目玉であります  
水道事業などに関しましてかなり突っ込んだ議論をさ  
れていらつしましたので、本日、私は、まず  
はPFI全般について御質問をしてまいりたいと  
いうふうに思っております。

このPFIという方式、PFI方式なんですけ  
れども、大体平成四年ごろ、イギリスの方でこの  
方式がでさうがってまいりました。プライベート  
・ファイナンス・イニシアチブということで、

公的な事業の中に民間の資金を入れていこう、こ  
ういう手法なんですけれども、こちらが平成十一  
年に日本の方には入ってまいりまして、議員立法  
でこの平成十一年にPFI法が成立をいたしました。

それから約十九年がたつておるんですけれど  
も、今のところ、これは延べになるんですかね、  
昨年の三月末時点でこのPFIの事業数というの  
が六百九事業、全国で行われているということな  
んです。全国に自治体が千八百ぐらいある中でこ  
のPFIに取り組んでいるのが累計で六百九事業  
ということなんですけれども、六百九事業とい  
うこの数字を今現在どのように評価していらつし  
やるのかということをお尋ねしたいと思います。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

平成十一年にPFI法が施行されましたから平  
成二十八年度末までにPFI法に基づき実施方針  
が公表された事業の数、御指摘のように六百九件  
でございます。

事業を実施している自治体の傾向を見てみま  
す。と、政令市は二十団体内十九団体と、ほとんど全  
てにおいてPFI事業を実施しているという状況  
になってございますが、人口二十万人以上の市区  
町村において見ますと、百十四団体内六十団体と  
半数以上、一方で、人口二十万人未満の市区町村  
においてはPFI事業を実施した団体数は一割弱  
にとどまっている、そういう状況になってござい  
ます。

事業数全体が多いか少ないかについて一概にお  
答えするのは難しいところがございますが、いず  
れにしても、人口が少ない公共団体を始め、より  
裾野の広いPPP、PFI事業の普及が必要な状  
況というふうに考えてございます。

○杉田委員 続きの質問を全部一緒に答えていた

だいたみな形になつておるんですけれども、今現在、これはやはり多いと思われるか、それとも、まだまだこれからと進めていかないといけないというふうに感じていらっしゃいますか。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

いづれにいたしましても、今申し上げましたように、ある程度大きな市に関しては一定の取組が進んでいるというふうに思つてございますが、比較的小規模な市町村につきましてはなかなかその取組が進んでいない状況、そういうふう認識してございます。そういうところにおきまして更に推進する必要がある状況だというふうに認識してございます。

○杉田委員 やはり人口規模などの要件によつて取組にばらつきがあるということなんですけれども、その中で、職員の知識であるとかそういうことについては後半にまた質疑をさせていただきたいと思うんです。

私自身、兵庫県の西宮市というところに十八年間勤務をしておりまして、実際に、平成十三年、十四年にかけてなんですけれども、若手職員の政策課題研修というのがございまして、当時は私も若手でございます、その政策課題研修に参加をしておりまして。その中で、この入つてきたばかりのPFIをいかに取り入れるか、どういう事業に取り入れるかということをかき突つ込んでいろいろ、民間の方なんかにも来ていただいて研究をしたというふうな経験があります。そのときのチームが、チーム名をつけたときに、どうしようかというときにいろいろ考へて、米沢藩の財政改革を行った上杉鷹山からとつてチーム名をYOZANという形にして、それでこのPFI事業の研究というのを行つたんです。

このときに、ちょうど私どもの西宮市の市議会の中でも、PFIを積極的に取り入れて事業をやつていこうという形で発言をしている会派の方々と、もう一方で、このような方式を日本に入れてはいけないんだ、PFI方式というのは

悪魔の方式で、これを研究することすら許されないというような形で言っているような会派の方がいました。

実際に私もこういったPFIであるとか、若しくは、私自身は非常に経験があるんですけれども、指定管理の方式にどんなとどんな取り組んでいこうというときに、大きな阻害要因というか反対に遭つたんですね。何が原因かという、労働組合なんです。

先ほど、人口規模であるとか、人口規模に伴つて職員の知識が乏しいとか、そういったようなことが阻害要因になつていないかという分析をお聞きしたんですけれども、労働組合による反対とかというのは直接的な要因になつていないでしょうか。そのあたりをお尋ねしたいと思ひます。

○石崎政府参考人 PPP、PFIを推進する阻害要因としては、とにかく、これまでと異なる経営形態でございまして、関係者の理解を得るのに時間を要するという点がまず挙げられるかと思つてございます。

当然ながら、関係者といたしましては、その事業に従事されている方というの人も入ると思ひますし、また、そういう方たちが参加されている団体というののも含まれると考へてございます。ただ、実情としては、どのような形でそれが影響しているかについては、申しわけございませんが、内閣府として分析をしているものはありません。

いづれにいたしましても、このPPP、PFIを円滑に進めるためには関係者の理解を得るということが重要だというふうに考へてございます。

○杉田委員 今、後ろで元新潟県知事の泉田委員も言つていらつしたんですけれども、実際のところこういった要因が、多分これは、実際に自治体で業務をやつてみて、そしてこれを前に進めようとしたときに大きく立ちばだかつてくるということとは実際に経験した人にはよくわかりではないかというふうに思ふわけですね。

私がいた西宮市は、労働組合が、自治労ではな

くて自治労連でした。自治労と自治労連の違いというのは、きょうはもうここでは詳しくそのところには踏み込みません。けれども、そういったところの団体が非常に反対に回つていて、私はそういうのをつぶさに市議会なんかでも見てまいりました。

ということ、ここからはちょっと、とある自治体の事例についても少し突つ込んで質疑をしていきたいというふうに思ひます。

これは今月発売になりました週刊ダイヤモンドなんですけれども、このダイヤモンドの中にも、一番最初のところに、最新のPFI方式が迷走した全事情ということで、愛知県の西尾市のPFIの事例というのが特集で載つておるんですね。

私自身、PFIをいろいろとそういうふうな形で導入当時からかかわつて勉強してきたというふうな経緯がありますので、この西尾市の方式というのには非常に注目をしておつたところなんですけれども、まず最初に質問をさせていただきます。この西尾市方式のPFIというのを内閣府の方ではどのように評価していらつしますでしょうか。

○石崎政府参考人 西尾市のPFI事業は、平成二十三年四月に合併しました四市町の公共施設の統廃合と再整備、維持管理を一括してPFI方式により民間事業に委託するものであつた、そういう非常に大規模なものでございました。また、大手建設企業を入らずに事業主体を地元中心の運営企業で構成する方式というのを取り入れていたことなど、ほかに例のない新しい取組をされているというところで、我々としても評価をさせていただいたところでございます。

○杉田委員 評価をしていらつしたというのとなんですけれども、きょう、皆さんの方に資料としましてこのダイヤモンドの中の一ページをお配りしておるんですけれども、では、西尾市方式というのは何だったのか、今までのPFIと何が違つたのかということなんです。

のやり方をやつたというのは、これはサービスプロバイダー方式というのが採用されたんですね。というのは、一般的なPFIというのは、どうしても、もう既にこれは始まつてから十九年もたつておる方式でありますから、ノウハウを蓄積している企業があるんです。そのノウハウを蓄積している企業、主にこれは大都市にある大企業というところになつてきます。大手の建設会社、そういったところがノウハウを蓄積してございまして、どこかの自治体がPFIをやりたいというふうになりますと、その目的会社をつくり出すときに、大体はそういうところが入つてきて、そこが主導権をとつてこのPFI事業を進めていくということになつております。結局は、地域活性化を目的としてこのPFIというものを導入していかねばならない中であつて、どうしてもそういう大企業が主導権を握つてしまつたというふうな問題点があつたんですね。

この西尾市方式というのは、大企業をまずは一旦排除いたしまして、その自治体の中にある、西尾市だけではということもありますので、愛知県内にある自治体でこの目的会社というのを形成していった、そういう経緯があるんですね。なので、全国的に注目をされていた。先ほど内閣府の方からの答弁がありましたとおり、内閣府の方も非常にそういったところを評価されていたんだと思ふんです。

もう一点は、性能発注方式にあるんです。私自身も、自分自身が事業の中で、PFIまではちよつと実際にはやつていないんですけれども、指定管理方式なんかで民間に託していくときに、どうしても自治体からその事業を出すときには仕様発注になつてしまふんですね。これをやつてもらわれないといけない、こゝまで、この金額を抑えてもらわれないといけない、こういうふうな形でいうことで、かなり細かく仕様を決めて発注をする仕様発注方式になつてしまふ。そのことと、この西尾市方式は、全くもって性能発注方式にしたということなんです。

これが本来のPFIの形だというふうに私は思っています、自分自身が担当する中でも、本来やるのは性能発注じゃないかということでも何度も上司にかけ合ったりしたことがあったんですけれども、本来のPFI方式、性能発注で行ったというのが、これが西尾市の方式だというふうに思っております。

先ほどの答弁もありましたように、当初、内閣府は、西尾市主催のシンポジウムで講演するなど、非常に積極的にかかわって、多分これを全国の先進事例にしようというような形でかわっていらつしやったと思うんですが、途中からどんどんどんどんペースダウンするんですよ、内閣府さんの方が。そのきっかけになったのが、実はこのPFIの事業が住民訴訟の案件となつてしまったんですね。その時点からどんどんどんどん内閣府さんの方がトーンダウンをしてきて、かわりがどんどん薄くなってしまつたということがあるんです。

この、住民訴訟の案件となつた途端にちよつと対応が変わるというような姿勢で、今回の法改正の中にワンストップ窓口制度を創設するというのがあります。そして、助言機能を国の方が強化するというのが今回の法改正の中のポイントにあるんですけれども、このような、例えば住民訴訟の案件となつた途端に内閣府が手のひらを返したようにかわり方を変えていくという姿勢の中で、ワンストップ窓口方式というのはいくらと機能するんでしょうか。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

当時のPFI推進室の担当者に確認したところ、西尾市の事業が地元において対立やさまざまな議論が出ていたという状況にあったことから、一方の当事者のみに接触するのは適切ではないという判断が一度あつたというふうに聞いてございます。また、当時、内閣府において、どのような形で地方公共団体に対応していくのかという位置づけ自体も必ずしも明確ではなかったというふうに聞いてございます。

このため、今回改正案に盛り込ませていただいてございますワンストップ対応窓口を創設することで助言機能を内閣府にまさしく役割として法的に位置づけることによりまして、この位置づけのもとで、西尾市のようなケースで助言を求められたときにきちんと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

西尾市の状況につきましては、内閣府としても、今後、更に情報を整理して、他の地域で生かされるように周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○杉田委員 私自身、これに携わつた人たちの話なんかも聞いてみたんですけども、やはり内閣府がバックアップしてくれるというのは、こういった新しいことをやろうと思つている自治体、しかも西尾市というのはそんなに大きな自治体でもないですよ。政令指定都市であるわけでもないです。人口規模が大きいわけでもないです。そして、合併をして、合併をした後に非常にたくさんあるのそういった公共施設が膨れ上がつてしまつた。その中で、再配置も含めて、老朽化、そういったことも含めてのナレッジマネジメントなんかもしっかりと前に進めていこうという新しい事業をやつていく中で、内閣府がバックアップしてくれているんだということは非常に大きな心の頼みになつていたというように聞いております。

それから、その後はどんどんどんどん地域の方々を巻き込んで、先ほども言いました、大手の企業を入れるのではなくて地元の企業で、そしてそれでコンソーシアムを組んで、そこでしっかりと我々の町をやつていこうというように考え方の中で、そこでどんどんどんどんトーンダウンをされているというところを実際に肌で感じていらつしやつたというようにことを、担当している方なんかからも聞いております。

そのような中で、先ほどから何度もやつておるんですけども、この西尾市の方式、西尾市のやり方自体は今後も、評価をされていて、もしもほ

かの自治体がこの西尾市みたいなやり方でやりたいとなつたときには積極的にバックアップをしていかれる、内閣府はそのようなお立場でいらつしやいますか。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

西尾市がやられた方式の中で、特に、大手建設企業を入れず、事業主体を地元中心でやつていくという方式については我々も非常に注目してございました。やはりどうしても今までのPFI事業は非常に、今御指摘がありましたように、大手の建設会社ですとか、そういうところがどうしても入らざるを得ないところもございまして。

しかしながら、きちんとした形でやはりPFIを広げていくためには、地元企業が積極的に参加していただく、これが何より大事だと思います。

それに西尾市は今回チャレンジされた方式だというふうに認識してございますので、こういう方式に関しては、我々は、今後ともいろいろな形で支援してまいりたいと思つております。

○杉田委員 そのような答弁をいただいてちよつと安心はしておるんですけども、ぜひ、これは新しい取組でありますから、今後こういふ取組を進めていきたいというように地方自治体はどんどん出てくるのではないかと非常に思われまふので、これをやつてきたときにしっかりと国の方でバックアップをしていただきたいというふうに思つております。

一点、まだ懸念が残るところがあるんですけども、結局、西尾市の場合は、住民訴訟が起これ、その後、このPFIがストップをしてしまつた後、選挙の争点になつてしまふんですね。市長選の争点になつてしまふと、このPFIのやり方にストップをかける方の市長が当選いたしました。今、全面的にこのやり方の見直しが行われた形で、西尾市のPFI、大きくいろいろな新しいことをやつていこうとする中で、これが半分ぐらいになつてしまつたような形で前に進もうとしているようなところではあるんですけども、これの検証を西尾市の方で行つていらつしや

ます。

この検証、西尾市のPFI事業の検証報告書、見直し方針ということでことしの三月に出たのを私の方も全部目を通させていただいたんですけども、こちらの検証自体が、従来のPFI方式によつてこの検証がなされているんじゃないかという印象を私は強く持ったんです。

新しい方式として西尾市方式のPFIをやろうとしてやつた事業を従来のやり方で検証してしまつていく検証報告書が上がつてきているんですけども、このことについてどのように考えていらつしやいますか。

○石崎政府参考人 西尾市の報告書については、西尾市のホームページに公表されるなど一般に公表されているものでございますので、我々内閣府としましては、ホームページからダウンロードしてきちんと読ませていただいております。

西尾市の方の報告書に関しては、西尾市において、市の責任で報告書を作成したものでございまして、内閣府として、ちよつと詳細な論評にしましては控えさせていただきますと思ひます。

しかしながら、この報告書を見ますと、この事業の検証、見直し方針については記載されているところがございますが、総論といたしまして、本件PFI事業を広く市民に理解していただければ、市が一丸となつて取り組んでいかなければならないということが述べられてございます。見直しを行いつつも、PFI事業の必要性はきちんと認めた上で、更にPFI事業を進めるべきとしているものでございます。

我々内閣府といたしましては、こういうPFIの有効性を認め、更に進めるという点に関しては、評価をさせていただいております。

○杉田委員 そういった答弁になるということはあらかじめ聞いておつたんですけども、先ほどから申し上げているとおり、こういった余り人口規模が大きくないような自治体が新しいことにチャレンジしようというときには、やはり内閣府の、国のバックアップというものが非常に心強

いものであるということです。

多分、見てはいらっしゃると思います。見ていらっしゃるけれども、これに対しては、自治体がやったことであるので、論評を避けるというようなことだったんですけれども、私自身、先ほども申し上げたとおり、新しいことをやろうとして、新しい方式を打ち立てていこうというところに、旧式な方式での検証を行って、だからあのやり方はだめだったんだというような検証をしていること自体、非常になかなか、これ自身が、PFIが全国的に広がっていない、そして小さい自治体を取り組みにくい、そういう状況をつくり出しているのではないかというふうに私は感じております。

このイヤモンドの故事の中でも、市が、どうしてこれがだめになったかということの中で、一社しか手を挙げてこなかった、競争相手がなかった、だからこれがだめだという要因になつてゐるというようなことが書かれてゐるんですけれども、実はこれは、西尾市のPFI方式をやるときに一社にまとめたんですよ。

それぞれ、いろいろな自治体があつて、いろいろな業界の人たちがあつて、一人の本当に志のある企業の社長さんが出てきまして、その方が本当に汗をかいていろいろな事業所を回つて、それで、もともと二つぐらいの大きな枠に分かれていたものを、全部を回つて、西尾市のために一つになろうじゃないかということで一つにまとめたわけなんですよ。ね。

よく地域の活性化というような中には、よそ者、ばか者、若者というふうに言われるんですけども、まさにばか者となつて汗をかいてくれる人がいたということが、私は、新しいことにチャレンジをする一つのステップになったんじゃないかなというふうに、いろいろ西尾市の話の聞いていて思ったところなんです。

その一般企業の社長さんが一生懸命汗をかいて一つにまとめてくださった。だから、当然、一社しか手を挙げてこないわけですよ。一社しか手を

挙げてこないですが、その中には、西尾市の中のいろいろな事業者がかかわって、役割分担をしてというようなことまで決めた上で手を挙げてきたんですね。

それを、競争にならなかった一杜しか手を挙げてこなくて競争にならなかったからPFI方式はだめなんだというふうな形で検証しておるんですけれども、この点について、ちょっと突っ込んだ質問で申しわけないですけれども、御意見をいただければうれしいです。

○石崎政府参考人 非常に難しい御質問であるんですが、でも、PFI事業、基本的にはやはり民間に協力いただく、そういう事業でございますので、適正に住民の方に理解していただくには、競争性の確保というのは非常に大きな要素だということに考えてございます。やはり、そうなりますと、競争性の確保と、確保できない、それが難しいときに、どうやってそれを住民の方々に理解していただくのか、その努力を並行するというのも大事だと思います。

西尾市がどうこうという話を申し上げるつもりはございませんが、競争性の確保というのはPF事業のやはり一つの根幹であるというふうには我々認識してございます。

○杉田委員　西尾市の場合は、この実施計画を策定するに当たって、全て市民参加型でやっています。市民説明会やワークショップなどをたびたび開催して、市民と専門家によるワークショップを非常に平場で行って、そして一つのコンソーシアムにまとめたというようなことがあるんですね。私は、その部分も非常に評価していく、やはりプロセスを見ていかないと、このPFI事業といふのはなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどもおっしゃったように、一社がやつてしまうということに対しての批判が出た、議会の中でも非常に対立があったというようなことも聞いております。

もう一点、先ほどのところに戻るんですけれど

も、こちらの方に「自治体の公共事業のあり方を問う 西尾市方式 PFI の考察」という報告書があるんですね。これはどこが書いているのかというと、西尾市職員組合です。西尾市職員組合というのは、これは私も調べましたけれども、これも私が勤めておりました兵庫県の西宮市と同じ自治労連系の労働組合なんですね。このところが非常に反対をしている。

先ほど、非常にオブラートに包んだ形の答弁をいただきましたけれども、PFI、PPPを進めたい、指定管理もそうなんですけれども、やはり、今まで働いていた人たちが、民営化になってしまふ、民営化というかPFIになったときに向こうに運営を委託していく中で、その人たちの身分がどうなるのか、今後のそういう部署の採用がどうなるのかというようなことが非常に深く自治体の経営の間に絡み合っています。

どうしても一番最初に出てくるのがこの労働組合との問題で、自治体の職員というのは非常にそここのところで、まず夜中までかかって労使交渉というのをやった上で、それを解決した上でないとこのPFIやPPPという方式に進んでいくことができないという実態があるんですね。

これは御存じだったらお答えいただきたいんですけども、こちらにも、西尾市の職員組合が、このPFIに明確に反対するような論文が書かれています、自治労連系の労働組合なんですけれども。こういったことについての相談なんかは内閣府の方では受けられた経緯はあったんでしょうか。

○石崎政府参考人 申しわけございません、ちよつとそれについては我々として承知してございません。

○杉田委員　私自身、自分自身がこういつた事業にかかわつた経験から、きょうは西尾市の事例を取り上げてかなり踏み込んだ質問をさせていたただいて、答えにくかつたこともたくさんあるだろうというふうには思うんですけれども。

でも、きょう、今回、私、この質問をするに当

たつて PFI の担当の方々といろいろな意見交換をさせていただきました。その中で、検証していった中で、西尾市のこともかもすごくよくわかっていらつしやる方なんかもいらつしやいました、今後、出てきた中では、今回のワンストップの窓口、それから助言の強化というのをを用いてしっかりと前に進めていくというようなことをとおっしゃっていただきましたので、そのあたりは安心して、しっかりと進めていっていただきたいなというふうに思っております。

そして、もう一点なんですけれども、なかなかこれが普及していかないというような中に、職員の知識というのがあってはないかというふうに思います。先ほども、やはり、人口規模が少ないような自治体においては、なかなかこういったPFIという新しい方式に手を出すことができないというようなことがあります。

私自身も、若手職員の研修のときにPFIを勉強したときのファイル、きょう改めて朝から見ていたんですけれども、このぐらいのファイルが二冊ぐらいあって、一生懸命勉強をしたんですけれども、それから更にまた二十年ぐらい進んでおりますから、いろいろな法改正がありまして、方式もPFIからPPPへという、単に建物、私たちが研究していたころは、当時は、病院であるとか、あと焼却施設であるとか、そういうところとかがPFIとして主に入ってきたんですけれども、今はもう町づくり全体がPFIによってやられる、PPPによって取り組むというところの事業がたくさんあります。

この西尾市なんか、公共施設の再配分だけではなくて、全体の、面としての町づくりというようなこともこれやろうとしていた中で、これはなかなか、自治体の職員の人たちの知識が追いついていくところが難しいんじゃないかと思うんですね。

特に、小さい自治体になってきますと、一人でいろいろな業務も兼ねているわけですよ。こういった新しい方針のこともやらなくちゃいけない

し、総務的なこともやるところが、多分、PFIとかは総務とか企画とかといったところの職員が担うんじゃないかと思うんですけれども、やっている。そこは選挙もやらなければいけないくて、統計もやらなくては行けないくて、もういろいろなことをやらないといけない中で、なかなかこれの知識が身につけられないということがあると思うんですけれども、そういったところについてはどのように認識をしていらっしゃるのでしょうか。

○石崎政府参考人 御指摘のとおり、人口が少ない公共団体については、そもそも御指摘のように職員自体が少ないということもありますし、また、経験を回数の、毎年のように案件が出ていけば、それとどんどんいろいろな人が経験をためていくわけですから、小さい自治体だと何年かには一回そういうような案件が来るといふような感じで、非常に経験を機会も少ない、そういう問題点があるというふうに認識してございます。

内閣府といたしましても、きちんと、高度専門家の派遣であるとかガイドライン、また、そればかりではなく、我々としては、民間の方々、公共団体の方が一緒になって勉強し、また案件を生み出していただけるような地域プラットホーム、こういうような枠組みづくりが非常に重要だというふうに考えてございます。

こういうような形で更に支援してまいりたいというふうに考えております。

○杉田委員 先ほどのお話の中にもありましたけれども、どうしても自治体の職員というのは異動があるんですよ。三年から五年に一度は異動してしまつて、ゼネラリストにはなるんですけれども、スペシャリストになりにくいというのがあります。

でも、このPFIなんかで民間の事業者の方と一緒に、対峙してやってみようというふうに思いますが、民間の方はプロなわけですから、それについてずっと経験を積んでこられたという方々がやってきて、そして役所の職員さんの方は、なかなか

か、異動してきたばかりでとか、前任者から聞きながらとかいうような形でやっていけないという。そこに、知識の量がある、どうしても業者の言いなりになってしまつてしまうという部分が多く見られます。

そういった中で、今までの法改正の中でも、そういった専門家を自治体の方にも派遣ができるというようなことで、何年か前の法改正の中でもしっかりとやっていったというところのものがあつたかというふうに思います。そのときも私も質問をさせていただいたかと思うんですけれども。

そういうふうなことを、しっかりと両方やりながら、また、目的会社を組む方も、先ほども言いましたが、どうしても大手がインシアチブをとつてしまつてということではなくて、その中で、自治体の、その市域の中にあるところの小さな事業者が集まつていくところになると、どうしてもそこにつかりとしたコーディネーターが必要になつてきますので、そのあたりはしっかりと見ていっていただきたいなというふうに思うんです。

一点、ちよつとお尋ねしたいんですけれども、今、こういったことの、例えば担当者に必要な資格とかそういうものはないんですかね。

○石崎政府参考人 PFIの専用の資格というのはいりません。

○杉田委員 そのように資格がないというふうに聞いたんです。

私自身、自治体職員をやめてから選挙に出るまでの間に二年ぐらいありましたので、その間、東日本大震災があつたりとかして、あれを見たときに、これからはやはり、建物をもう一回再構築するであつたか、そういった町づくりなんかの観点も入れてしっかりとやっていかないとけないというふうに思ひまして、とある資格を取つたんですね。ファシリティーマネジメントという、その資格を取りました。

そのときに、このファシリティーマネジメントの資格を取る勉強をしたときに、改めてこの幅広

さに非常に驚いたんですね。

そういった建物の知識も当然あります。それから、減価償却とかそういうのをしていないといけませんので、会計の勉強もしていくわけです。

それから、先ほど東日本大震災の話をしました。私自身も阪神・淡路大震災も市役所の職員として経験しておるんですけれども、地震の仕組みであるとか、日本のどこでどういう地震が起きやすくて、今度はどこで大きな地震が起きる可能性があるのか、地震にどういう型があるのかというようなことまでその中に入ってくるんですね。

それから、あと、働き方改革のような、オフィスの改革。オフィスの間取りであるとか、今、日本の普通のオフィスだったら、自分の机があつて、自分の机の中に引き出しがあつてというんですけれども、フリーアドレス制のオフィスがどうだとか、オフィスが今サテライトになつていて短時間がついていっている話であるとか、ドイツ式、アメリカ式のオフィスはどういう形であるというふうなこと、そういう知識まで非常に幅広く学ぶことができる、そういうふうな資格だったんですね。

そして、この認定ファシリティーマネジャーの資格というのは海外の、国際的な資格と連携をしておりまして、海外のそういった事例も学べるというふうな形になつていっているんですね。

ぜひ、こういった資格を自治体職員でこれに携わる人なんかにつけていただくのもいいですし、また、民間側のマネジメントに入つていただく方に取つていただくのもいいと思うんですけれども、人材育成の観点から、このPFIの事業なんかについてこういった資格を取つていこうなことを入れているかたたらどうかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○石崎政府参考人 PFI事業、今御指摘いただきましたように、非常に幅広い分野のさまざまな知識経験が必要な分野だと認識してございます。

例えば、法律については弁護士、会計については公認会計士、施設を総合的に企画管理される点で

は今御指摘いただきましたファシリティーマネジャーなど、さまざまな専門家がプロジェクトごとに協力体制を築いて行つ事業だというふうに考えてございます。

そのため、現在、PFIのためだけの資格制度を導入することについては、我々、現段階では検討していません。

しかしながら、いずれにしても、いろいろな形で専門資格を取り、また、自治体の方々においても、そういうのを目標に勉強していただくというのには非常に重要な視点だというふうに考えてございます。

引き続き、事業主体となる公共団体として、先ほど申し上げました例えば地域プラットホームの場であるような専門家と交流していただくというの大事なことだと思つてございます。こういういろいろな場を通して専門家と連携を促進するということをやってまいりたいというふうに考えております。

○杉田委員 ありがとうございます。

資格を取つていこうというのは非常に効率的であるんですね。効率的に短期間で幅広い知識が学べるというふうな、非常にメリットがあるというふうに私は考えておりますので、今後、人材育成という観点から、こういった資格なんかを入れていくというふうなこともぜひ検討していただければというふうに思つております。

また、先ほどの答弁にありましたように、実際にPFIをやっているようなところに市の職員を派遣して、そのところで、例えば受けている方の目的会社側の方で何カ月かというふうな形を実際にやっていけるような自治体もありますので、そういった事例をもつともっとたくさん出していただいて、小さな自治体でも事例が学べるように、そしてそれが仕事の中で自分の身につけてくるように、民間企業ともしっかりと知識を持ってこの事業を進めていけるような形の人材育成という観点で、こちらの方も見ていただければというふうに感じております。ありがとうございます。

ました。

さて、PFIの質問を長々としてきたところでございすけれども、私は非常に大事な観点であるというふうに思っております。これが入ってきたときから、今後はこういったことが日本にもっとどんどん広がっていくだろう、広げていかなければいけないというふうに非常に感じました。

というのが、私自身が実際に自治体の職員でいるときに、やはり地方財政が危機的な状態にあるわけです。私自身も企画とか財政といった部署にいたこともありまして、ちょうど阪神・淡路大震災の借金を返さないといけないときで、もうスクラップ・アンド・ビルドどころではなくて、スクラップ、スクラップ、スクラップで、どれだけ事業を減らすか、ビルドは全くないぞというような中で、こういったPFI法というものに出会いました。

その中で、やはり、民間の資本を入れていく、そうやって公共の施設とかをしつかりと支えていくというようなことは、これから本当に大切なことだというふうに思います。

水道事業のことは、先週、本当に濱地委員や小寺委員がしつかりとやっていたんですけど、けれども、今、我々のライフラインと言われる水道や下水道の事業にすら、これは本当に、真水というふうな言い方を私たちはするんですけど、真水の我々地方の持っている財源だけでも老朽化したものを直すことができない状況にまで来ているというふうなことの危機感をもっとみんなと共有していく中で、PFI方式をどんどんどんどん、小さな自治体こそ取り組めるような形にしていくなさだと思ひます。

PFIを日本で推進していくに当たっての大臣の心意気をお聞かせ願いたいと思ひます。

○梶山国務大臣 国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な良好な公共サービスを実現するためには、さまざまな分野で民間の資金や創意工夫を活用することが重要でありまして、PPP、PF

I事業の推進を図ることが重要であります。

特に、今お話ありました水道、下水道も含めて、これから更新の需要が数多く予測される中で、こういったものを取り入れてしつかりとした安全な地域づくりということは大変重要なことであると思っております。

先ほど委員から御指摘ありましたように、これらを推進するためには、地方公共団体や地域の企業において、PPP、PFIの検討や実施に必要なノウハウの蓄積、人材の確保、育成が重要であると認識をしております。

そのために、内閣府として、先ほど政府参考人からお話ありましたように、高度専門家の派遣、そして、地方公共団体や地方の企業におけるノウハウ習得や人材育成のための、地方企業、金融機関、地方公共団体が集まる案件形成能力を向上するためのプラットフォームの形成支援などの取組を実施しているところであります。

前回の審議でもお話があったんですけども、利用者、市民の方々ですね、の理解を得ること、そして安全だという認識をしていただくこと、さらに、事業者の方々、中堅、大手、そして零細事業者の方々の不安をなくすこと、さらにまた、今雇用されている人々にも理解をしていただく、こういったことをしていくためにも、しつかりとそれらを説明できるような人材の育成は重要だと思っておりますので、委員の意見を参考にしながらしつかりと制度づくりをしてまいりたいと思っております。

○杉田委員 大臣、ありがとうございます。

こういったことで進めていくには、まずはナレッジマネジメントで、今ある施設、どのぐらい老朽化しているのか、どのぐらいのスパンでそれを建て直さないといけないのか、そしてそれが本当に必要なものであるのかそうでないのかというような計画を立てていった上で、では、これはPFI方式でやるのか、それとも今建てかえをするのかというふうな判断を一つ一つ下していくということが今の自治体に課せられている責務

であるというふうに私は思っております。実は、この計画自体を立てることができない自治体はまだたくさんあるんです。そのところまで追いついていないというような状況にある。

それが、卵が先か鶏が先かということで、本当に財源がないから計画すらできない、そういうふうな人材を雇うことができないというふうなところもありますし、そういうのができないから、どんどんどんどん建てかえなどの計画がおくれているにしまつて、大変なことになってしまつていつていうような状況もあります。

そのようなところについても、できる限り国の方で実態を把握していただいて、その上でこのPFIというものがしつかりと前に進んでいきますことを私自身も応援をしてみたいと思いますし、大臣の先ほどの答弁を聞きまして、本当に心強く思いました。

本日は、どうもありがとうございます。終わります。

○山際委員長 次に、三谷英弘君。

○三谷委員 自由民主党の三谷英弘です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうも維新を除く野党の方々が欠席をされているという中でございますが、このPFI法に関しましては、本会議におきましてさまざまな質問がなされているというところでございまして、自分なりに各党の質問も聞かせていただきまして、これはどうなんだろうというふうな質問もございまして、そこも逐次自分なりの解釈を入れながら質問させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、中身に入らせていただきます。

今、杉田議員が最後におっしゃっておりますけれども、これだけ財政状況が厳しい中でしつかりと公共的なインフラというものを維持管理そして更新をしていかなければいけないという中で、このPFI方式というのは非常に重要であると

いうことは論をまたないわけでありすけれども、ただ、イギリスにおきましては、PFI発祥の地というふうに言われているわけですが、そこでは、進んでいるがゆえなのかもしれないけれども、少し様相が違うというところも、念のため最初に御指摘をさせていただきたいというふうに思ひます。

これは去年の十月に出たものなんです、三菱UFJリサーチ&コンサルティングという会社の馬場さんという研究員の方が、「PFIは終わったのか」というようなテーマで論文を発表されておまして、そこをちょっと引用させていただきますと、「わが国では、PFIの更なる活用が進められているが、PFI発祥の地である英国においては、新規のPFI事業数が大きく減少している。そうした中、「これはイギリスの話ですけども、PFIに変わるPF2が導入されたものの、新規案件数は低迷が続いている。」というふうな状況があるという中でございす。

まして、これは野党の、労働党の側の言っていることなんですけれども、新規PFI事業を中止するんだととか、現在契約期間中のPFI事業についての公有化を提案するというところで、イギリスの中、メイ政権は積極的にPFI事業を進めていくというふうな姿勢は示しているわけですけども、野党の中ではそういうような批判も高まっているという中で、今こうやって日本においてPFI事業を更に進めていくというこのことに関して、このイギリスの現状を踏まえてどのように考えるか。その比較ですとか、そういったところも含めてお答えいただきたいと思います。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただきましたように、イギリスにおいては、一九九〇年代から非常に多くの、PFI方式を中心としたいろいろな形の民間活用が実施されてございます。御指摘のように、新規プロジェクトは非常に今減少しているというふうに聞いてございますが、これまで非常に多くのPFI事業が行われてきましたので、現在でも多くの事業がこ



のPFI方式にて運営されている、そういう状況にある、そういう中で一定の役割を果たし続けているというふうに承知してございます。

我が国におきましては、まだこのイギリスのような形で非常に多くのPFI事業は、先ほどの御質問にもありました、されているという状況ではございません。このため、国、地方ともに財政状況が厳しい中で、公的負担をどう抑制していくか、それをやるため、また、持続可能な良好な公共サービスを実現するために、さまざまな分野での民間の資金、創意工夫を活用することが非常に重要だと思っております。

このため、イギリスを始めとするPFIを先行してやられていた国々の状況も我々としては参考にしつつ、このPPP、PFIを推進していくことが必要だというふうに認識してございます。

○三谷委員 お答えいただきまして、ありがとうございます。

もう既にイギリスでは大分PFIというものが進んでいるということが前提にあつての話だということ、非常に理解をするわけであります。

リサーチのこのレポートの中にも書いてあるんですけれども、保守党においても、実は、野党の間、二〇〇七年から二〇〇九年の間は、PFIはばかげたものになった、労働党のPFIモデルは欠陥があり、取りかえるべきだというように、PFIを野党のときには批判をしていたというように、なことがあったんですけれども、保守党が政権に返り咲いた後はやはり多数のPFI事業を締結したというふうな、そういう流れもあるわけでございますから、PFI批判というのは、現実的にはなかなか、ポジショントーク的なところがあるのかな、これはイギリスの話ですけれども、思っているわけでありまして。

そういう意味で、このPFI、そういうさまざまな世界的な情勢がある中で、日本がしっかりと進めていくというのは極めて重要なことだということに思っておりますので、本法案をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

この法案に関しましては、大きく三つの改正点があります。中身について、本当に前回の質問の中でも多く取り上げられていますので、重複している部分があるかもしれませんが、そこを含めて少し伺っていききたいというふうに思います。

まず、国による支援強化、この一点目の改正についてでございますが、未来投資戦略二〇一七におきましては、これはたしか竹中平蔵議員の提出資料の中にあつたと思うんですけれども、PPP、PFI事業に関しては、諸外国では第三者機関が一定規模以上の仕組みを事前審査することが示されておりまして。

本改正案においては内閣総理大臣がそういうことをやるということを書いてありますけれども、本法案における内閣総理大臣というのは、ここにおける第三者機関として事前審査するものに相応するということに理解してよろしいのか、お答えいただきたいと思っております。

○石崎政府参考人 御指摘いただきましたように、助言機能、内閣府において助言機能をするに当たって、それを行うために、第三者の専門家等を含めたしっかりとした体制を築くことというのが我々としての宿題になつていたというふうに考えてございます。

このため、今回この法案の中におきまして、ワンストップ窓口、回答先としては内閣総理大臣からの回答になりますが、その中で、民間資金等活用事業推進委員会、これは内閣府に設けられている、専門家で構成されている委員会でございますが、そこへの報告、又はそこに対して意見を求めることができるという措置を法律の中に盛り込んでございます。これらの規定に基づきまして、この委員会を活用するという形で、国の支援機能に合わせた体制強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

先ほど杉田委員の質問の中にもありましたけれども、やはりそういった、地方公共団体の中に

は経験のある方が少ないということで、PFI事業をしつかりと進めていただく上では、ちゃんとしたいですか、さまざまな知識経験を踏まえた、十分に備えたそういう専門家というものの意見というものが必要になつてくるんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに、先ほどの資料の中には、第三者機関というのは、組織のトップや構成員は民間企業などでコンセンションの実務経験を持つ者を起用するですとか、スタッフ数は数十人から数百人とか、事前審査は、コンセンションの標準的なフレームワークやガイドラインをつくり、これに基づいて行つていくと。

やはり、単なる形だけ、アドバイスできますよというふうな仕組みをつくつても、なかなかそれが実際に進んでいくというのは難しいと思うので、本当にPFIを進めていくというのであれば、これぐらい徹底しなければいけないと思うんですけれども、こういった体制をつくらうとされているのか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

内閣府としては、なかなか、組織の形態ですとか、また、海外で行われている第三者機関におきましても、基本的には、例えば収入を事業者の側から、事業者なり公共団体の側から得ているというふうな形もございまして。そういう中で、いきなり第三者機関を立ち上げるといふのは非常に難しいという現状、また行政改革等の観点からも非常に難しいという現状の中で、内閣府としてできるだけ近い機能を持てるような形として工夫させていただいたものが、今回の案でございます。

○三谷委員 今回の案というのがそういうことを踏まえて工夫してできたものということでありまして、もちろん、行政改革等々の点から、いきなり人数をふやすというのは難しいわけでございますけれども、そういう外部の専門家というものをしつかりと、委員会など、そういった勉強会などで活用していただいて、そして、その人数

をしつかりとふやしていただいて、対応を進めていただきたいというふうに思っております。お答えはいただかなくて結構です。検討いただければと思います。

続きまして、この点に関して少し、先ほど申し上げた、きょうはお越しいただいていないので、本当に政策議論をしたいわけですが、当事者がお越しいただいていないので、自分の方から少し言及させていただくわけですが、四月十二日の本会議場におきまして、立憲民主党は、質問をされた中で、国による公共施設等管理者への助言機能の強化に関する措置を講ずることについて、国から地方への関与を強めるものであつて、地方自治体が実施するPFI事業について、地方分権の趣旨に逆行し、事実上、国の考え方を地方に押しつけるおそれがあると指摘してあります。

この意見についてどうお考えなのか、率直にお答えいただきたいと思っております。

○石崎政府参考人 助言、勧告という制度は、過去におきましても、一般的に、相手方を拘束するものではなく、指揮命令の關係のない機関相互の間において、相互の自主性を尊重しつつ、専門的な立場における判断や意見を提供することによりまして、相手方の任務達成を促すために用いられるものでございます。法律に規定されている用例は多く見られてございます。

本改正に基づき行われる助言、勧告におきましても、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときに限定しており、公共団体のPFI事業が円滑に実施されることを支援する目的で行うものでございます。

このため、この改正案におけます助言、勧告規定は、地方公共団体の独自性を否定するようなものではないというふうに認識してございます。

○三谷委員 本当にそのとおりだと思うんですが、もちろん、先ほどイギリスの事例をお答えいただきましたけれども、数多くのそういったPFI

の事業というものがあつた中で、日本はまだまだ進んでいない、これをしっかりと進めていきたいというふうなことがこの改正の背景にはあるわけですね。しかしながら、だからといって、国が、どんなに自主的に、さまざまな地方公共団体に、PFIをやつていけ、やつていけ、やつていけというようなことをするわけではないということだと今のお答えを聞いて理解をいたしましたので、全くもつてそういったおそれはないものだというふうな理解をいたしました。お答えいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、今改正の二点目に移らせていただきます。

指定管理者制度に係る地方自治体の特例についてでございますけれども、日本再興戦略二〇一六におきましては、例えば、文教施設ですとかクルーズ船向け旅客ターミナル施設ですとか、運営権方式そして指定管理者制度の二重適用が不要となる手法について検討するというふうになされていきます。

少しさかのぼって、平成二十八年の八月三十一日、文部科学省の文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会というところが公表した中間取りまとめでは、これはすごい納得なんですけれども、コンセッション事業の導入が進まない背景として、指定管理者制度との違いといった基礎的な知識、情報が必ずしも十分ではないなどの現状が指摘された上で、先ほど述べた、運営権方式と指定管理者制度との二重適用が不要となる手法について検討が必要であるというふうになされています。

こういった指摘があつての今改正だと思えますけれども、今改正案ではどのような対応をすることにしたのか、お答えいただきたいと思えます。○石崎政府参考人 御指摘いただきましたように、現状でございますが、特定の第三者に目的の範囲内で使用を許可するような、国際会議場ですとかこういう施設におきましては、コンセッション事業を行う際、運営権者は指定管理者の指定も

あわせて受ける必要がございます。

こうした状況を踏まえ、今回、PFI法におきまして公共施設等運営権者に指定管理者と同様の処分権限を付与するように措置し、PFI法上の規定に一本化するという方法も考えられるところでございますが、このためには、現行指定管理者制度に設けられております住民の平等利用ですとか差別的取扱いの禁止、こういったものに関しましてPFI法上でのように取り扱うか、整理を行う必要が、法律的な問題がございました。

一方、現実的に、指定管理者制度との併用による実質的な課題は、利用料金設定に関する手続、公共施設等運営権の移転時の手続、この二つに限られてございます。これらはPFI法に指定管理者制度の特例を設けることにより解消できることから、より簡便な解決策といたしまして、指定管理者制度を併用しつつ、指定管理者制度の特例を設けることで対応することと今回させていただいたものでございます。

○三谷委員 今のお答えのとおり、非常にその狙いというのは明確なわけであります。

それに関して、これも少し援用させていただきますけれども、先ほど御紹介いたしました立憲民主党さんが本会議場で質問した中で、これに対する批判というのもありました。

本改正案においては、利用料金の設定における地方公共団体の承認を必要としないこととされ、さらに、一定の場合には、運営権の移転に伴う指定管理者の再指定に関する地方公共団体の議会の議決を事後報告でいいこととされているというふうにして、行政処分権限を持つ指定管理者に対して、地方議会の関与をなくし、その存在を形骸化させることから、本法律案による特例が地方議会を軽視した内容となっていないか、また、指定管理者制度の本来の趣旨から逸脱したものとなっていないかというふうな懸念が示されています。

全く、当議といいますが私にとっては失当な懸念だというふうな考えておりますけれども、この点についてどのようにお考えになるでしょうか。

○石崎政府参考人 今御指摘いただきました議会の議決に関するものに関しましては、運営権の移転の手続の特例に関しての点かというふうな考えでございます。

しかしながら、今回の改正による規定につきましては、あらかじめ議会で条例に特別の定めを置く、そういう場合のみに行えるものでございまして、これは、公共団体の長が民間事業者を指定管理者に指定する基準をあらかじめ条例で定めるということが想定されてございます。

また、地方公共団体の長が議会で事後報告を行うという規定を今回置かせていただいております。これによりまして、議会に対しても条例との整合性が報告されるものであることから、議会の意思は十分に反映される仕組みとなっており、議会の軽視には当たらないというふうな考えてございます。

○三谷委員 本日にそのとおりだと思っております。

やはり、PFI事業というものを進めていく、特に文教施設ですとかそういうものにとり込んで、みんな民間の活力を入れていくという中で、もちろん指定管理者といった制度もあるわけでございますけれども、そもそも、その運営権自体というものを民間事業者に委託をする、運営権の委託の対価みたいなものも当然ながら得られるわけでありまして、そういうものを得られるわけと活用していくためには、指定管理制度というものにおきまして、それを第三者に移転するという

ことにまして、本日に移転できるかわからないみたいなきことがあつた、なかなか民間事業者からのお金を引く張つてくるというのは難しいわけでありまして、当然ながら、そういった過剰な制約というものは取り除いていく。ただし、地方議会が事前に、そういったことを言う機会が与えられていくわけですから、地方議会の軽視には当たらないというふうな本日に思っております。

全くこれも、ためにする議論のかなというふうな正直聞いておりまして、それについてどういうにお考えになるかということも、ぜひまたこの場で、立憲民主党の方にはお越しいただいて質問していただきたいというふうな思っております。

続きまして、この改正、三点目について質問させていただきます。

今回、特に水道事業ということでありますけれども、繰上償還をした場合に通常発生する補償金というものを一定の場合に免除しますというふうな改正がなされるわけであります。

通常は、もちろん、地方公共団体が繰上償還をしたといったところで、一般の金融市場からお金を引く張つてくるわけですから、そこに、当然ながら、繰上償還をされてしまったとしても、元金とかそれに付随するものぐらいいしか渡してくれなかつたら、一般の金融市場にお金を返す際の穴があいてしまうということで、補償金が発生するというような中ではありますけれども、今回、特別に補償金を免除しますよということにしてあるわけですが、これは想定として、全体としておおよそ幾らぐらい補償金を免除するということを想定されておりますでしょうか。

○石崎政府参考人 補償金の免除に関しましては、基本的には、これからの状況を踏まえて大分変わるものというふうな考えてございますが、我々は今、公共団体でいろいろ、水道事業、下水道事業で検討いただいているところ、そういうところを見ますと、大体、対象となる額として百億円、免除される補償金の額としては十五億円程度ではないかというふうな考えてございます。

○三谷委員 十五億円程度というふうなお話であります。もちろん、財源をどこから確保していくかという観点で非常に難しい部分もありませんかとは思いますが、少タイムセンティブとしては少な過ぎるんじゃないかというふうな考えもあるんじゃないかと思えます。

もつと期間を延ばすですとか、対象となるものを広げるとか、そういったことは考えられないの



かどうか。インセンティブとして余りにも少な過ぎるんじゃないかという批判もあるわけですが、でも、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○石崎政府参考人 このコンセンションに関しましては、基本的には、各公共団体の事業がそれを達成することにより合理化されるという性格のものだと考えてございます。このため、一般的に行うという性格のものではないというふうに思っております。

しかしながら、現段階で、なかなかモデル的な事業ができない。実際に一つやってみて、そういう形の効果ですとか問題点とか、そういうのをほかの自治体もわかることによって、より広がりという性格のものでございます。そのため、特に、先駆的な例となります。横展開の呼び水となるような案件、この形成が今現在、政策として求められているというふうに認識してございます。この地方債の繰上償還、非常に特例的な措置であるというふうに我々は認識してございますので、特に必要性の高い分野に限って行うという形で、非常に効果が高い部分に限って今回整理をさせていただいたものでございます。

○三谷委員 ありがとうございます。非常にわかりやすい回答をいただきました。

なお、ここに関しまして、先ほどのとおり、本会議場での質問で、立憲民主党さんからの質問に全部なってしまうんですけれども、この点について、補助金などではなく、地方債の繰上償還に要する補償金を免除する措置を講ずることとしていますが、財政安定性、公平性の観点から問題があるのではないのでしょうかという質問もありました。これは、総務大臣の見解をお尋ねしますというふうになっております。

そこに関しても、自分からちよつとこれは言及させていただきたいと思えます。

本来であれば繰上償還をしたいというようなことがあるわけでありまして、補償金があったてなかなかな繰上償還ができないという一般的な地

方自治体の声というものがあの中で、補償金というものをさまざまな角度から免除していつてあげてほしいなと私などは思っているわけでありまして、けれども、なかなかどうしてそういうふうなもの、先ほど申し上げたとおり、難しいという前提があるわけですね。そういう中で、とりあえずこの事業に関して補償金を免除するというのは、これは大きな前進なんだと思えます。

そういった前進しているということについて批判をするという、これも本場に、ためにする議論になつてしまふのかなというふうに思っております。

そういう意味では、この批判も当たらないというふうに思っていますので、ぜひ、今お話をさせていただきましたこの三点、さまざまな回答があったわけですが、きょういっしょにしゃべりませんか、また機会があったら更に質問をいただきたいという投げかけだけさせていただきますと思います。

それでは、もう少しだけこのPFIについて質問を続けさせていただきます。

水道、先ほどの話の中でも上下水道という話がありました。中でも水道事業に関しては、いろいろな一般的な批判として、これはもちろん、もうかるところだけが民営化されていくとか、もうかるところを幾つか束ねて広域化されていくというような話にはなる、そういうことは当然ながら進んでいく可能性は高いわけですから、ただ、逆に、本場にもうからない、使う人も少なければ、そういった水道管含めて施設も老朽化していくというところだけが取り残されていく、このPFIというものが必ずしも抜本的な解決につながらないんじゃないかという意見もあるわけですから、そこについてどういう対応をされていくか、お答えいただきたいと思えます。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

民間の技術や経営ノウハウ等を活用できるコンセンション方式を含む官民連携は有効な基盤強化

策の一つでございますが、その導入は地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断するものでございまして、必ずしも経営条件のよい事業のみについてコンセンション方式が選択されるとは限らないと思っております。

現在、水道法改正法案を国会に提出させていただいておりますが、この法案におきましては、都道府県に対して、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の連携等を進める責務に加えまして、協議会の設置や水道基盤強化計画の作成を法的に位置づけることによりまして、経営状態の悪い水道事業を含めて、当該都道府県内の水道の基盤を強化することとしていただいております。

このような取組を通じまして、都道府県が主導して、地域の実情に応じた広域連携や多様な官民連携の推進に加えまして、水道施設の維持・修繕や計画的な更新といった適切な資産管理を促すこと等によりまして、御指摘いただきましたような問題が生じないよう、地域における水道事業全体の基盤強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

それからもう一つ、水道事業に関しては、例えばフランスでは水道事業が再公営化されているというふうな言われておりますけれども、その中で日本が水道事業にPFIを取り入れていくという、その意義について簡潔にお答えいただきたいと思えます。

○石崎政府参考人 パリ市の関係だと思えます。パリ市におけます水道事業におきましては、二〇〇九年末のコンセンションの契約終了によりまして、パリ市の一〇〇％出資の公社が運営することになったというふうに承知してございます。

しかしながら、フランス全体で見ると、フランス国内で民間と契約された事業のほとんどは民間との契約を再更新するという状況がございまして、また、パリ市におきましても、長い歴史の中で運営主体が民間と公共の交代を繰り返している

自治体が見られることから、一律に公的主体による運営に戻すことが進行している、そのような状況ではないというふうに認識してございます。

一方、先ほどもありました、我が国は、厳しい財政状況、人口減少の中で、水道のネットワークを維持していくために最大限の効率化を図ることが必要でございまして、民間の創意工夫、資金を活用することは、その有効な手段の一つというふうに認識してございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

以上のさまざまな質問をさせていただきましたけれども、本場にPFI事業をしっかりと進めていかねばいけないと私も考えているわけでございますけれども、大臣のPFI事業推進に向けた御決意をいただきたいと思えます。

○梶山国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な良好な公共サービスを実現するためには、さまざまな分野で民間の資金や創意工夫を活用することが重要でありまして、このためにも、PPP、PFIの事業の推進を図ることが重要であると考えております。

PPP、PFIの推進を図るためには、欧州での事例も参考にしつつ、コンセンション事業等のモデル的な事業を着実に案件形成をしていくことに加えまして、多様な事業分野、多様な事業主体における幅広い取組を推進することが必要であります。

このために今般の改正案を提出させていただいたわけでありまして、こういって改正の内容を通じてこのPFI、PPPが選択肢の一つとして選ばれやすいように支援をしていくということでありまして、しっかりと取り組んでまいります。

○三谷委員 ありがとうございます。

今、大臣からも決意をいただきました。しっかりと取り組んでいただけたらいいことでございまして、頑張ってくださいと思います。

今回、PFI法の改正ということで、この考えの中には、民間の活力、民間の資金をしつかりと生かしていくんだというようなことでよりよい社会をつくっていくというそもそもの発想があるわけでございますけれども、その一方で、やはり、民間の力というものを生かしていくということによって、必ずしもいいことばかりではないというような世界もあるわけであります。

その観点から一つ、PFIそのものとは少し離れますけれども質問させていただきたいのは、国家安全保障に関する観点というものでござい

以前、この内閣委員会でも質問させていただきましたが、サプライチェーンリスクというもの、さまざまあるという中でありますが、そういった中で、前回も取り上げさせていただきました中国製の通信機器というのに対して、どう日本政府として、あるいは国家として取り組んでいくのか、そのリスクをどう評価していくのかというのも非常に重要な観点ではないかというふうに考えております。

ちなみに、まず一点目なんですけれども、その中で、サプライチェーンリスク等々に関してなんです、四月十六日、本日に先日なんです、アメリカ商務省は、今後七年間にわたってアメリカの企業が中国企業であるZTE社に対して主要部品を販売することを禁ずる措置を講じたという報道が行われました。

そもそもこのスタート地点というのは、二〇一七年の三月に、ZTEがアメリカによる対イラン、北朝鮮制裁措置に違反したことを認め、総額約十二億ドルの罰金というものの支払いを合意していたわけですが、その合意の内容に一部違反していたことが発覚したことから今回の措置が講じられたと、報道ベースですけれども、あります。

そもそも、事実関係の確認なんですけれども、何でアメリカという国がZTEという中国企業がイランと取引することについて制裁を科すことが

できるのか、ちよつとその事実関係に関して簡潔に確認させていただき。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘のございました事案につきましては、中国のZTE社が米国の再輸出規制に違反をいたしましてイラン、北朝鮮に通信機器等を輸出したというところでございまして、アメリカの再輸出規制に対する違反ということで、それに対する十二億ドルの制裁金、それから七年間の行政制裁というものが科されたというふうに承知しております。

○三谷委員 済みません、再輸出規制というのはどこからどこへの輸出を規制するということだったのか、もう一度確認させていただき。

○飯田政府参考人 再輸出規制といえますのは、一般的に、輸出規制は自国から他国に対する輸出に対して規制をしているわけですが、アメリカの再輸出規制の制度のもとでは、アメリカから一度部品などがある国に輸出されて、部品等を使った製品も含めましてそれを更に第三国に輸出する場合に規制を課して、米政府の許可をとるということを義務づけた制度でございします。

○三谷委員 ありがとうございします。

まさにその再輸出規制というもののなんですけれども、今、我が国日本は、北朝鮮との取引というものを規制を、さまざまな形で取引を規制しているところとございしますが、仮に、二つ前提があるわけですが、一つは、日本においても北朝鮮に関して再輸出規制をしていればという前提で、さらにもう一つ、ZTE社が販売をするさまざまな部品あるいはソフトウェアの中に日本製品が使われているのはなんですか、その二つの条件を満たす場合には、日本も同じようにこのZTEに対して制裁を科すということができるのではないかと思いますけれども、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○飯田政府参考人 お答えをいたします。

まず、我が国の輸出管理制度におきましては、いわゆるアメリカと同様の再輸出規制という制度

はとっておりません。これが一点目でございます。

二点目につきまして、日本の製品が一旦輸出されて、そこで何らかの形で製品に組み込まれて、これが再輸出される場合にどうなるのかという御質問でございます。

今申し上げたことも関連いたしますけれども、基本的には、一旦輸出をされて、それが具体的にユーザーのところまで費消された場合につきましては、仮に何らかの形で組み込まれたものが別のマーケットに輸出されたという場合につきましては、これは日本の輸出規制の対象には基本的にはならないという形で運用させていただいております。

○三谷委員 今お答えいただきましたとおり、再輸出規制というものが日本の場合にはないということとございしますから、第三国を経由して日本の部品が行くということについては直接規制をすることはできないということなので、そういう意味では、もちろん、例えば、先ほど申し上げた、以前もこの内閣委員会で取り上げさせていただきました中国製の通信機器に関しては、アメリカ以外にも本場にさまざまな各国において規制をしていくということとありますので、日本も何らか、今までは米中貿易戦争みたいなものがありますから、そういう文脈で本件を捉えることができる、それだけではなく、ほかの国々でもさまざまな規制というものをやっているというふうに感じております。

特に、政府調達に関しては、前回の委員会でも質問させていただきましたけれども、残念ながら、政府調達に関してもまだまだ日本はおくれをとっているというふうに私自身は感じております。

さらに、アメリカでは、四月十七日なんですけれども、FCCが開催をいたしましたオープンコミッションミートイングというのにおきまして、本場に一般的なナショナルセキュリティというもののリスクがある商品、ナショナルサー

ビスファンド、一部国のお金を使つてですけれども、民間の側での通信事業全般に関して、入れるのはやめた方がいいんじゃないかということで、今さまざまな意見聴取が行われているということであります。

事態はどんどん進んでいるということとございしますから、しつかりと日本もおくれをとらないように進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。これはあくまでも、そういう状況を御報告するということが主眼でございます。

そして、もう一点だけ、残された時間で質問させていただきますたいわけでありまして、もう一つだけなんです、最近、会計検査院の指摘等々もありまして、さまざまな批判的な記事があるというクルージャパンに関してだけ質問させていただきます。

これも民間のお金をどう利用するかということでありまして、この官民ファンドに関して、それよりもむしろ、民間の事業に公のお金を入れていくときに、その投資の判断が正しかったのかどうかというふうな見地から、さまざまな意見がされているわけでありまして。

その中で、例えば、四月十四日、日経新聞では、官民ファンド、赤字が四割みたいな、そういう大々的な記事が出たり、特にクルージャパン機構については四十四億円の損失だみたいなことが言われたりですとか、それを受けて四月二十三日の現代ビジネスでもさまざまな批判、これはもう事実に基づかないような批判も散見されたわけですが、このクルージャパンというもののそのものは失敗だというふうには思っていないわけなんです。

ファンドですとか、百発百中、お金を投資した事業が、全部お金がプラスになつて戻ってくるはずがない、それがファンドそもその考え方なわけなんです。そういう前提で、ただ、もちろん、うまくいった事業に関しては、別にそれは万々歳なんですけれども、うまくいかなかった、そう

いった事業に関しては、しっかりと、何でうまくいかなかったのかということを反省を、見直していただいて、そういったさまざまな分析を踏まえて次の投資判断に生かしていただくというのは、これはぜひとも進めていただきたいというふうに思っているわけです。

この観点から少し、これはクールジャパン機構ではないんですけれども、産業革新機構が以前投資先として選定をいたしましたANEW、オールニッポン・エンタテインメントワークスへの投資に関して、これは大きな損失が出た事業だというふうにさまざまな方も指摘をしているわけでありますけれども、この事業に関して、これは失敗事案だったのか、そういうふうにも認められているのか、若しくは、もしそれが仮に失敗だったとすれば、どこが失敗だったのか、そういった分析をされているか、その内容も含めてお答えいただきたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

オールニッポン・エンタテインメントワークスは、産業革新機構の出資決定によりまして二十三年十月に設立されました、昨年五月、産業革新機構が同社の株式の売却を決定しております。

これは、グローバル市場向けのリメイク映画などの共同プロデュースを行う会社であると承知しております、これまでに七つの企画開発を行いまして、そのうち一作品については二十八年十月に共同開発契約というものを締結したという実績がございます。

こちらに対する評価でございますけれども、経済産業省としては、政策的には意味がある投資だったとは思っております。例えば、権利処理に関するノウハウの蓄積などで一定の成果があった。一方で、著作権の権利処理の整理が想定以上に複雑であったということなどから、投資としてはうまくいかなかったというふうに評価しております。

こうした投資については、民間ではとりにくいリスクということで、やむを得ない面もございます。

すけれども、リスクをとりつつも成功事例をふやすための指導なども引き続きやっていきたいと考えております。

○三谷委員 今、そういった権利処理のノウハウが蓄積できたみたいなお答えをいただきましたけれども、例えば、私がアメリカ留学をしていた際に、一年間籍を置かせていただいたビズメディアという会社の関連会社でビズプロダクションというのがあるんですけれども、そこでは、実際、アメリカのそういったプロデューサーを雇って、それで権利処理をして、そして映画制作にこぎつけているわけです。そういった新たな箱をつくらなくても、もう既に現地でやっている方々がいるわけですね。なのに、そういった箱をゼロからつくって、ノウハウが蓄積できたからよかったんだみたいなことを言われちゃうと、なかなか応援するのもしづらいわけです。

大事なことは、本当に今民間で頑張っている方々が多数いるわけですから、そういった方々のノウハウとかにちゃんと目を配って、そこを、今どんな取組がされているかというのをしっかりと見ていただいて。

大事なことはもう一つあるんです。今、全くとってお答えいただかなかったのは残念だったなと思うんですが、投資判断として失敗だったと思つて撤退するのが多少おくれたんじゃないかというふうに私は見えています。

そういったことも含めて、これは、もう時間をオーバーしましたので、自分なりの問題意識を持って、よりよいクールジャパン、僕は、クールジャパンという言葉があれだけ盛り上がったのに今すぐ落ちついてしまふ、何だ、クールジャパンにお金を突っ込んでももうからないじゃないかみたいなことになるのが嫌なので、よりよいクールジャパンのあり方に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願います。

以上です。ありがとうございます。

○山際委員長 次回は、公報をもってお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時三十四分散会

平成三十年五月十四日印刷

平成三十年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F